

山梨県立博物館研究紀要 第三集 二〇〇九年三月 抜刷

王勢籠権現の狼信仰

植月学

王勢籠権現の狼信仰

植月 学

はじめに

筆者はかつて甲州とその周辺における狼信仰（山犬信仰）について関連資料を集め、その分布と歴史を論じた（以下「前稿」とする^①）。その際に狼を神使とする山梨県内の神社のひとつとして王勢籠権現を紹介した。その後、隣接する大月市において、同社に関連する個人蔵の資料を調査する機会を得たので紹介するとともに、前稿で同社に関して重大な誤りがあったので訂正をおこないたい。

一 王勢籠権現の歴史

王勢籠権現（現在は王勢籠神社）は上野原市和見集落内に里宮が、権現山山頂に奥宮がある。里宮はかつての神主宅の敷地内にあるが、現在は無住となっており、地区の住人の方々によって管理されている。毎年五月には祭りがあり、その際に神犬のお姿の札が配られている。

前稿においては、創建年代は不明ながら、かつての神主のご子孫所蔵品に天保十五年（一八四四）の社殿修復の際の寄進帳が存在することから、この頃には相応の年数を経っていたと考えた。また、『甲斐国志』神社部に大勢籠権現の名が見えるが、和見村ではなく近隣の大倉村（大月市）に属すと書いた。

しかし、今回再度『甲斐国志』の関連部分を見直したところ、和見村の項に

当社に関する記事があったのを見落としていたことに気づいた。以下、当社および関連が深いと考えられる神社の記事を『甲斐国志』巻之七十二、神社部第十七ノ下、都留郡内領より抜粋する^②。

- ① 王勢籠権現 トチ木ニアリ 小社ナリ。神領一畝十歩。（駒宮村）
- ② 大勢籠権現 西原・浅川・野田尻ノ堺大勢籠山ノ峰ニアリ 社人ハ和見村ノ名主ナリ神領和見村ニテ下畑二畝歩但シ無高名主ノ家西南山上ニ登ル事一里廿丁ナリ 此ノ神犬ヲ使コト七十五匹此ノ犬ヲ頼ム時ハ能ク盜賊火難ヲ防守ルトテ近郷ノ農人犬ガリニ名主ガ家ニ来リ札ヲ請フテ帰レバ犬必ズ来リテ家内田畑ヲ守ルト云フ但シ其ノ形人ノ目ニ見ユルコトナシヤトヒ来ル日限迄キリ火ニテ飼料ヲ作り供へ置ケバ則チ喰ヒツクスト云フ
- ③ 大勢籠権現 大倉村 社地は見捨地ナリ水泉庵持
- ④ 大威竜権現 ヘハイニアリ 社地ハ見捨ナリ社主宇源太（西原村）

このうち、権現山頂に存在すること、和見村の名主が社人であることから②が当社に関する記述であることは間違いない。神犬が七五匹であること、盗賊火難除けのご利益、切り火で供物を整えることなど、今に伝わる信仰と共通点も多い。したがって当社の創建は少なくとも『甲斐国志』が編纂された文化年間以前にさかのぼり、その頃には神犬信仰も存在したことになる。

漢字の当て方や「オホムレ」という読み方は現在とは異なるものの、奥宮が存在する権現山はかつて大勢籠山（おおむれさん）と呼ばれていたとされるの

で、江戸時代にはこのように呼ばれていたのかもしれない⁽³⁾。なお、上野原市野田尻には王勢竜平^{オムレグイラ}という小字名がある⁽⁴⁾。

①と③は小社のものであり、当社を勧請したものと推測される。④は字面が似ていることから参考までにあげておいた。西原の「へハイ」は上野原市扁盃を指す。

二 大月市に伝わる関連資料

今回調査した資料は大月市七保町浅川の個人宅に伝わるお札版木四点および棟札一点である。どのような経緯で当家に伝わったのかは明らかでない。

(1) 版木 A (図3) 一二四×二三六×三三一mm (幅×高さ×厚さ 以下同)

一頭の神犬が右(お札では左)を向いて座る。頭の後ろには「大権現」の文字が彫られる。表現は簡略で、耳は頭と一体化しており、牙の表現もない。拓影図では見えにくいだが、背中の他に前・後肢、尻尾に毛並みの細かい表現が彫られている。赤外線カメラで撮影したところ、右側面に「文化十三年」の文字が墨書されていた(図3b)。「甲斐国志」編纂の年代に近く、その記述が実物資料でも確認できたことになる。

(2) 版木 B (図4) 四八×一七〇×三二mm

「王勢籠大権現」の文字。

(3) 版木 C (図5) 四六×二八八×九mm

「奉祈王勢籠大権現 守護所」の文字。

(4) 版木 D (図6) 一九四×二八〇×三二mm

中央に「王勢籠大権現」の文字が彫られ、その左右に天狗が立つ。明治期に山中笑が記した、野田尻の「王勢稲荷」では大小の天狗が左右に立ち、神犬二匹が並ぶ図柄のお札を出していたとの記述との関連を窺わせる⁽⁵⁾。

(5) 棟札 (図2) 一五三×三〇〇×八mm

〈表面〉

天下泰平

奉建立王勢籠大権現

和見村

□□

〈裏面〉

□女正

鎮

座

和見村

柚 溝呂木 松三郎

同所

大工 溝呂木 □三郎

午九月吉日

用竹村

大工 関本 金平

和見村

組代 溝呂木 □□□

百姓代 軽沢 □□□

下浅川村 役人

棟札は社殿の再建に際して奉納されたものであるが、特に安政五年九月という時期に注目したい。この年はコレラが大流行した年であり、コレラを引き起こす悪狐などの悪霊を退散させるために狼神社の神犬がご利益ありとの説が流布し、三峰講などの流行のきっかけともなった可能性があることは前稿でも触れたとおりである。

市川村(山梨市)の名主がこの間の状況を書き残した『暴瀉病流行日記』によれば、甲斐国での流行は八、九月がピークであったようであり、甲府や近在の村々で多数の死者を出した⁽⁶⁾。郡内領については、七月末に「鶴郡郡内領谷村

邊へも専ら始り候由」とあり、九月二四日には江戸より甲府へ帰還中の代官が大月宿にて流行病（コレラ）を煩い、花咲宿に逗留したと記録されている。この間、代官所より予防、治療法を記した廻状触書の類が多数出されたことも記されている。『甲斐国医史』によれば、谷村代官所からも八月二六日に同種の予防書が配布された。

王勢籠権現周辺の村々ほどの程度のコレラ被害があったのか史料を持ち合わせてないが、上記のいくつかの史料から近隣までコレラの猛威が迫っていたことは確かであり、少なくとも村人の耳には入っていたであろう。まさにその時期に棟札が納められたのは偶然とは考えにくい。やはりコレラに対する対応のひとつであり、神犬がその撃退にご利益ありと考えられていた可能性が高い。

三 王勢籠権現の信仰圏

大月市七保町浅川は和見とは権現山を挟んで反対側に位置する。『甲斐国志』には近隣の駒宮村にも王勢籠権現が存在したと記されていることから、当地が王勢籠権現とかかわりが深かったことは想像に難くない。棟札に書かれた地名や当社を勧請したと推測される三社は権現山を囲むように存在する（図7）。

図7には神主の子孫宅に伝わる社殿修復の際の寄進帳（天保十五年および明治三二年）に記載された村々も示した。両者で若干の分布の変化が認められるものの、王勢籠権現のおおよその信仰の広がりや把握することができる。

和見より北東の山を越えれば東京都檜原村にいたる。そこにはやはり神犬信仰で知られる大嶽神社が存在する。王勢籠権現の信仰圏が明治期には神奈川県（津久井郡）まで広がる一方、檜原村との境界を一切越えないのは地形的条件だけでなく、大嶽神社の存在も影響したと推測される。大嶽神社の先には奥多摩地方でもっとも古い狼信仰の証拠を残す武州御嶽神社（青梅市）が存在する。版木Aに見られる神犬像は、年代の近い御嶽神社のお札（文政二年）と比較す

ると、姿勢、黒い体や毛並みの表現などが似ている。⁸⁾

王勢籠権現の狼信仰は地理的にみても、お札の図像からみても、御嶽神社と無縁であったとは考えにくい。お札の神犬の表現がより稚拙であることや、信仰圏がより限定されることから、御嶽神社の狼信仰の影響のもとに成立したと考えるのが妥当であろう。

註

- (1) 植月学「甲州周辺における狼信仰」『山梨県立博物館研究紀要』第二集 二〇〇八年 十一～二六頁
- (2) 佐藤八郎校訂『甲斐国志』第三卷 雄山閣 一九六八年 一六〇～一六六頁
- (3) 谷有二「山名の不思議」平凡社 二〇〇三年 一〇三頁
- (4) 『角川日本地名大辞典』十九 山梨県 角川書店 一九八四年 一一三八頁
- (5) 山中笑「共古随筆」一九二八年『山中共古全集2』青裳堂書店 一九八七年 再録 二二三頁
- (6) 萩原頼平編『甲斐志料集成十二 雑纂・補遺』甲斐志料刊行会 一九三五年 三〇七～三二七頁
- (7) 村松学佑『甲斐国医史』甲斐国医史刊行会 二〇〇二年 四九二頁
- (8) 植月前掲論文の口絵図版2に掲載。

【謝辞】

安藤次夫氏、大庭薫氏にはご所蔵の資料の発表をご許可いただき多々ご教示いただいた。高橋修氏（山梨県立博物館）には古文書の解説について協力、教示を得た。末筆ながら、記して感謝申し上げます。

（山梨県立博物館）



図1 大月市七保町浅川に伝わる版木類



図2b 棟札（裏）赤外線画像



図2a 棟札（表）赤外線画像



図4 版木B 拓影



図3b 版木A 側面の墨書



図3a 版木A 拓影

※拓影図はいずれも反転してある



図6 版木D 拓影



図5 版木C 拓影



● 天保 15 年の寄進帳に記された村・字
○ 明治 32 年の寄進帳に記された村・字
H 関連する主な神社 (甲斐国内については『甲斐国志』記載の名称)
※市町村名は平成 16 年 (2004) 段階のもの

図 7 王勢籠権現の信仰の分布

〔天保十五年寄進帳前文〕

抑当国王勢籠大権現の神徳は人々の能相弁へ候事故今更其尊を述るに不及といえども童蒙の爲に一二の有増を爰に記第一火盜の災難を除并田畑荒し候獣の愁を防て豊作を守り給ふかゝる靈験ましますより自他国の諸人信心を此高山に運ひ各奇瑞を蒙らざるハなし然に御本社腰板次に雨屋其外諸所破損ニ及ひ候事年久しく朝暮に心痛仕候得とも去ル申酉の凶歳より世上も穩ならず其俣に及び候中累年損シも夥しく最はや此ま、二もさし置かたく今般御修覆存立候得共老人の微力に難及御信心の御方々江無是非御寄附希候間不抱多少御苦勞相懸候儀時節柄不顧段何共御氣毒に候得共大願於成就者火盜の災難除并来巳年より蚕飼満足等の御祈禱於神前弥以可抽丹誠候以上

天保十五年 八月 神主 大庭采女輔 (印)

〔明治三二年寄進帳前文〕

王勢籠山権現由来概要
祭神
祭神ハ大日本武命ニシテ往昔御東征ノ御時當地ヲ御巡察アラセラレ不思議ノ御威徳ヲ以テ頓ニ蠻霧ヲ攘ヒ公明至聖ノ皇風ヲ宣示シ玉フ部陸深く御徳ヲ慕ヒ堅ク神教ヲ守リ爾來尊靈ヲ奉祀シテ一切衆生鎮護ノ靈神ト尊崇シ来レリ

靈験
神威稜々靈符至ル処神犬必ス之ニ伴ヒ火盜病難其他人事百般ノ魔障ヲ攘除シ玉フ就中信仰三昧ノ人ニ在テハ優ニ現在ノ苦悶ヲ超脱シ心裡廊然百福ヲ享有スルノ靈験アルヲ以テ春秋二季ニ於テ各戸二分祀スルモノ最モ謹嚴ヲ籠ム維新前ニ在テハ各村権現田ト称シ時ニ御供米ヲ植ユルノ例アリキ近時世情澆季ニ流レ多少其規ヲ渝ヘタリト雖モ現在ノ信徒之ヲ算スレハ殆ト壺万戸ニ近シ

社殿并勸財ノ趣意
社殿ハ元ト部落ノ中央ニアリテ參詣ノ男女雜沓セシガ或日不淨ノ婦人參籠シタルノ故ヲ以テ神譏ヲ蒙リ山蒜ヲ植テ路標トシテ以テ山上ニ遷座スル旨夢中ニ託宣セラレ而シテ尊像ハ既ニ自ラ山蒜躑ル処ノ磐石ノ上ニ在リシト云フ即チ今ノ奥宮是ナリ高山ノ絶巔ニ於テ今尚路傍ニ山蒜ノ散見スルヲ認ム是ヨリ婦人ノ參詣ヲ嚴禁シ敢テ神前ヲ冒スモノアル事ナシ且奥宮ハ部落ヲ去ル事凡壹里半道途險惡往來ニ便ナラサルヲ以テ近郊ニ假宮ヲ造營シ以テ參拜ニ便ニス爾來貳百餘年改修數次今又風雨ノ為ニ両社共壊敗ニ委スル些拾餘年方ニ信徒諸氏ノ淨財ニ憑依シテ改築ニ従事セントス希クハ應分ノ御寄進アラン事ヲ追テ御寄進ノ芳名ハ例ニ依テ永ク神庫ニ留メ冥護ノ祈願丹誠ヲ抽ツベキモノ也

山梨縣北都留郡甲東村
王勢籠山大権現
明治卅二年十一月 宮主 大庭義侯 敬白